

建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

平成27年12月15日 開会 9時58分 閉会 11時39分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

惣台己吉 柳井一徳 西田久志 大滝文則
井口勇 森下金三

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	建設経済部長	三宅道雄
水道部長	笠行眞太郎	総務部次長	大舌勲
建設経済部次長	谷昌彦	水道部次長	妹尾福登
建設経済部地域創生参与	妹尾光朗	建設経済部参与	武田吉弘
芳井支所長	三宅孝一	美星支所長	金高常泰
建設経済部地域創生課参事	和田広志	上水道課長	藤井護
都市建設課参事	加賀洋一	上水道課参事	田中伸廣
上水道課長補佐	井岡和浩	美星振興課長補佐	原田恒司
都市建設課管理係長	西本勝志		

(3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄
主査	藤井隆史		

6. 傍聴者

(1) 議員 西村慎次郎、河合謙治、荒木謙二、三宅文雄、坊野公治、藤原浩司
竇戸利昭、三輪順治、大鳴二郎、佐藤 豊、藤原清和、森本典夫

(2) 一般 1名

(3) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（惣台己吉君） 皆さんおはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めましておはようございます。

師走の中日を迎えたわけではありますが、例年の師走とは少し様相が違って、暖かいかなというふうにも思っております。この冬は総じて暖冬ではないかという予報も出ておりますが、寒いときは寒いがいいのかなというふうな気もしているところでもあります。

さて、きょう12月15日ではありますが、蝦夷地の函館、幕府方の海軍の大將ではありますが、榎本武揚がそこへ、五稜郭へ本営を置いたと。幕末の本当に息詰まる戦いの中での一つの一コマののかなというふうな思いであります。

榎本武揚の父親は神辺町の箱田村の出であります。彼は、そうはいうものの、榎本武揚そのものは江戸で生まれて育っているということではありますが、ルーツはこちらのほうということでもあります。幼名を釜次郎、兄が1人いまして、鍋太郎、箱田良助もユーモアのセンスがあったのか、長男に鍋、次男に釜と、鍋と釜があれば食っていけるだろうというそういった思いで名前をつけたというふうにも聞いております。鍋、釜といいますと、やはり食に通じております。また、食はやはり水をもってなしてくるということで、こういったもののインフラ整備は非常に重要だろうというふうにも改めて思っているところでもあります。

そうした中、本日はそういったインフラ整備の所管をしております建設水道委員会を開催いただきました。委員の皆様方にはご多用の中、本当にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。この委員会に付託されております事案ではありますが、条例が1件、それから事件案件7件ということになってます。慎重に審議をいただきながら、適切なご決定を賜りたいというふうに思っております。

なお、お手元に配付をさせていただいております12月市議会定例会報告事項の資料がございます。後ほどお目通しのほうよろしくお願ひ申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第60号 井原市美星地区畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例について〉

委員長（惣台己吉君） 議案第60号の審査に当たり、大滝委員より資料配付の申し出がありました。資料配付の内容につきまして大滝委員よりご説明願ひます。

委員（大滝文則君） このたびの畑かん改正の条例につきましては、話がどのようなふうなことになるかもわかりませんが、参考にしていただくために、その資料を見ながら一部

説明するところがありますので、その資料の配付をお願いしたところでございます。よろしく
お願いいたします。

委員長（惣台己吉君） 大滝委員の申し出のとおり、資料を配付させていただいてよろし
いでしょうか。

委員（森下金三君） よろしいです。

委員（西田久志君） この資料っていうものはどういう資料なんですか、これに関してこ
の1.5倍に上げるということに関しての資料でございますか。

委員（大滝文則君） 畑かんに関する考え方、この条例改正に基づいて畑かんに関する資
料でございます。畑かんに関係ない資料はございません。決定するに値する、関係ない資料
は全くございません。

委員（西田久志君） 今資料出されるということなんですけれど、見てわかるものでは
か。というのは、普通その畑地かんがい事業に関与してない人なんかにもわかる資料でござ
いますか。

委員（大滝文則君） 9月議会でかなりいろんな議論させていただきましたけども、後か
らも申し上げますけども、基本的にその1点を取り上げてあれこれという話じゃなしに、総
合的に見解を伺うに足りる資料でございますので、それをもってここはおかしいではないか
とか、そういう話をするための資料ではなくて、総合的に判断するためにそういった資料が
あったほうが判断しやすいんじゃないかということをお願いしとるもので、その辺はご理解
いただきたいと思います。

委員（西田久志君） よろしい。

〈なし〉

〈異議なし〉

委員長（惣台己吉君） それでは、資料を配付いたします。

委員（大滝文則君） 委員の方の数プラス幾らか用意しております。余ったら執行部の方
にも参考にしていただければということで用意しております。この資料が無駄にならないよ
うにということで、私民間の方に頼んで資料をつくりましたら、かなり経費も要ったり、校
正するのに時間かかって、議員としてむやみやたらに資料請求してはだめだなあというよ
うなことも感じながらつくっておりますので、ぜひとも参考にしていただきたいと思つとり
ます。よろしく申し上げます。

委員（森下金三君） ちょっと今資料を配付されたんですけども、膨大な資料なんで、こ

れはどうなんです、大滝委員のほうから説明をもらうんですか、それとも。

委員長（惣台己吉君） 参考ということです。

委員（森下金三君） 見ながらいきやあええということですか。

委員長（惣台己吉君） はい。

委員（大滝文則君） 先ほどちょっと、いろいろこれから発言する前に一言お断りをさせていただきます。

私の質問は基本的には憲法に定められている基本的人権や公共の福祉等によってつくられている各法令、条例、規則等に沿って政策が行われているかという観点からの質問がほとんどであり、それが議員としての道でもあると思っています。時として、形にはまり過ぎるとか冷たいとかきついかということを感じることもあるかと思いますが、その辺は誤解のないようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

当時の担当者が退職され、今はいらっしゃらない場合もあり、申しわけないような質問もありますけども、現職の当番ということでよろしくお願ひします。

それでは、昨日も発言させていただきましたが、大きな責任を負う条例提案であり、非常に慎重にしなければならないということで質問をさせていただきます。

9月議会で幾つか条例と運用の整合性がないのではという指摘をさせていただきました。話は平行線のままであり、また同じ話になると時間の無駄であると思いますので、今回はできるだけ簡潔にいたします。

井原市美星地区畑地かんがい施設条例施行規則について1点だけ確認させていただきます。

お手元に配付しとります中で、井原市美星地区畑地かんがい施設条例施行規則の第2条で給水の目的というところがあります。その5番で、災害等緊急を要するもの、または公共の福祉の向上に資するもので、市長が必要と認めたものということがありますけれども、ここで市長が認める公共の福祉とはどのようなことを指しているのでしょうか、ご見解をまず伺いたいと思います。

美星支所長（金高常泰君） 井原市美星地区畑地かんがい施設条例施行規則第2条の第5項の内容についてでございますが、畑地かんがい給水事業につきましては、原則として畑地への給水が中心になりますけれども、地域によって緊急的に火災等が発生した場合、そういったときに畑地かんがいを公共の福祉のために利用できる、そういった内容が第2条の第5項ではないかと思っております。

委員（大滝文則君） 私もそうだと思っております。ありがとうございました。

昨日、合併後、直営事業としての位置づけが強化された経緯を紹介しましたが、大きくは

協力員制度、この美星町時代の条例に載っておりますけども、それを廃止されたと。協力員制度の廃止と土地改良区事務局というのが美星町時代にありました。それも廃止ということでもあります。そういう廃止によって浮いた経費の一部を繰入金として会計にいていたと思いますが、合併当初のそういう状況についてはどのように把握されているのでしょうか。

美星支所長（金高常泰君） 繰入金の話でございますが、繰入金につきましては、合併後、条例の新たな制定、それから畑地かんがいの特別会計条例の合併後の新しい条例の制定、そういったもので基本的には一般会計からの繰り入れはなくなっているというふうに思っております。

委員（大滝文則君） たしか平成17年当初予算では200万円の繰入金をしていたと思っております。その次、翌年からは繰り入れはなくなったという経緯でございますけども、これは繰入金の額よりも繰越金のほうが大幅にふえて、繰り入れをするというように値する環境にない、収支がおかしくなったときに、またその当時考えようという話があったかと思うんですけども、そのあたりはちょっとまた押し問答になってもいけませんので、そういう経緯があったということだけをちょっと、あったのではないかということだけをお示ししてこの件は終わります。

それでは、収支が急速に悪化した理由が大きく2つあります。1つは、平成23年の東日本大震災後の電気料の値上がりによるもの、もう一点は中山間総合整備事業による負担金です。

事業の内容も、受益者には説明がなかったように思いますが、3億円を超える事業の説明を地元の受益者にしなかったことについてのご所見をお伺いします。

美星支所長（金高常泰君） 畑かん施設の改修についてのご質問でございますが、この件につきましては岡山県の土地改良施設長寿命化政策にのっとりまして、平成23年度に計画の策定を行い、そして平成24年度で県営土地改良事業ということで、取り組むための土地改良法上の同意の手続を実施しております。この時点で、受益者に対し、自治公民館長さんを通じまして、各自治会長にお願いをし、法手続、こういった土地改良事業を実施するということでの同意書をいただき、手続を完了し、実施に入っていると認識をしております。

委員（大滝文則君） そのとおりだと思うんです。ただ、説明ということでなし、畑かんを改修するから判こをくれ、くださいということで、うちの地区では回覧板方式に回したということがあります。だから、具体的にどの程度の経費がかかるか、どの程度の負担金が必要かということの説明がなかったかと思っておりますけども、またこれも押し問答になってはいけませんので、やめます。

昨日、今後10年間ぐらいは持続可能という予測であるとお話でしたが、それについての積算表はどのように準備されていますか。それには、未申請対策であるとか、歳出の抑制

対策とかの指針を示されていますか。また、今回の料金値上げについての積算根拠を確認したいと思いますので、ありましたら提出をお願いしたいと思います。

また、青野地区等と同じ形態にするという積算であるなら、修繕補助金についてはどのように積算されていますか。

美星地区は10年間修繕補助金を出していないと思います。これは直営でありますから仕方ありませんけども、先ほどから繰入金の話をしとりますけども、当然これは修繕補助金という名目じゃ、直営ですから出せませんけども、それに該当する繰入金は当然あつてしかるべきだと思いますけども、どうでしょうか。

同じく、他地区と同じようにということでありましたら、10年間の修繕費のうち、該当する修繕金補助相当額はどうなるのでしょうか。また、昨年の各土地改良区の補助金はどのように計上されていますか。

以上、お知らせいただきたいと思います。

委員長（惣台己吉君） 大滝委員、先ほど積算の資料提出とおっしゃったんですが、説明じゃなしにということですか。

委員（大滝文則君） いや、説明でもいいです。

委員長（惣台己吉君） 説明でよろしいですか。

説明を求めます。

美星支所長（金高常泰君） 畑かんの使用料改正に伴います積算の根拠ということでございますが、向こう10年間を見越しまして、歳出の予算を計上いたしております。当然、畑かん会計につきましても、光熱水費が大きなウエート、約8割を占めておりまして、光熱水費の削減に向けて努力をしていくという想定のもとに、光熱水費につきましても現状を維持していく、そういった推計のもとで10年間の予算組みをいたしまして、それに基づきまして作付面積の、受益面積の減少率によりまして、10年間の受益面積を計算をいたしました。

それから、無作付地の面積につきましても、過去の経緯によりまして、推計で増加しているということでの増加面積を加えて10年間の数値を出しております。

そういった内容のもとで推計をいたして、それぞれ単年度収支で黒字となるような計算をした上での1.5倍の使用料という起草になっております。

委員（大滝文則君） 今の話で、積算表があるということによろしいですか。

美星支所長（金高常泰君） そのとおりです。

委員（大滝文則君） 先ほどちょっと答弁漏れがあるかと思うんですけども、未申請対策とか歳出の抑制対策とかの指針についてはどのように加味されていますか。

美星支所長（金高常泰君） 歳出の抑制につきましても、先ほどの内容で、電気料でござ

いますが、電気料を抑えるためにはやはり受益者の利用についての節約と申しますか、必要最低限、適切な利用に心がけていただくという意味での広報活動に重点を置きまして、進めていくことによって使用料をできるだけ抑え、電気料の減に努める。

それからまた、老朽化に伴います漏水がふえてまいっておりますので、そういったことの調査を進めて、早急に漏水対策を行うと、そういったことでの電気料の削減をしていく。あるいはまた、畑かん使用料の集金に対しましての、集金手数料につきましては、市の納税と同様に手数料の廃止、そういったことで削減を考えております。

委員（大滝文則君） 先ほどもう一点質問したと思うんですけども、修繕、直営ですから、補助金という形には、言葉では出せませんが、先ほど言いましたように、青野とか明治地区とかほかの土地改良区等々に修繕補助金が出る制度があると思うんですけども、その修繕、同じようにしろという話になってきますと、そういう修繕補助金の関係はどのように考えればいいのか、その辺の質問したわけです。その点についてはどういうふうに判断されて積算されてますか。

美星支所長（金高常泰君） 現在農業用かんがい施設維持補修費補助金という制度がございます、土地改良区で運営されている施設につきましては、修繕費の2分の1、これは条件がございますが、2分の1の補助金が支出をされております。

市の施設でございます美星地区の畑地かんがいににつきましては、現在特別会計の中での修繕を行っております。そういったことで、これの均衡を図るという意味では、修繕料のこの補助金の相当の内容についての補助金については同じような方法での均衡を図る必要はあるんじゃないかなというふうに考えておまして、将来の歳出予算に当たっては、該当する部分についての一般会計からの繰り出しによって対応するよう、方向での試算をしております。

委員（大滝文則君） このたびの件につきましては、繰入金ができるかできないかということが大きな争点になったわけですが、先ほどから言っておりますように、直営ですから補助金という名前にはならないと。ですけども、それに余りこだわると、先ほど来言っておりますけども、同じ制度にするならばそういうこともあることをまず理解してもらわなければいけないし。そういうことになると、先ほどから言いましたように、この10年間の修繕費のうち、該当する補助金相当、当然その話からすると、美星町は1円ももらった、美星町の受益者は1円ももらってないですから、その10年間の修繕費の部分についてもここで精算をすべきという考え方にもなると思うんですけども、そのあたりの考え方はどうでしょうか。

美星支所長（金高常泰君） これまでの修繕の精算ということでございますが、ちょっとそれには該当しないんじゃないかなというふうに思っております。補助要綱に基づきまして

支出をいたしているわけでございまして、市が運営してる施設でございますので、市の会計で運営をしまいったということでございますので、今までのやり方が間違っていたということにはならないというふうに思っております。

委員（大滝文則君） ちなみに、昨年の各土地改良区への補助金はどのような金額になっておりましたか、ひとつお知らせいただきたいと思えます。

建設経済部参与（武田吉弘君） ただいまの井原市農業用かんがい施設維持補修費補助金でございますけれども、昨年度、平成26年度ですけれども、青野土地改良区に対しましては8件、89万円の補助をしております。それから、明治土地改良区につきましては、2件、15万2,000円の補助金の交付をしております。

委員（大滝文則君） この件についてはもう一点だけ、その積算資料というのは求めれば出していただくことはできるのでしょうか、先ほど言いましたように、いろんなことでつくられておるということですが、やっぱり、年度別の例えば歳入歳出、それから先ほど出たようなもろもろの条件をどういうふうに加味して、どういうふうな積算になるとかという、10年分の積算というもんが、積算表というんが当然必要になってくると思うんですが、それは求めれば出していただけるで、よろしいですか。

委員長（惣台己吉君） 大滝委員、目的は。

委員（大滝文則君） はっ。

委員長（惣台己吉君） その目的は、資料請求の。

委員（大滝文則君） それは、これを判断するための目的です。

積算根拠を確認したいと思うんで、積算について正当性があるかどうかということの数値としてあらわしておられると思うんで、先ほど私、説明に沿った資料として根拠を確認したいと思うことで、出すことができますかと、それで出すことができますかという話を、そんで出すことはできないと言うたら、はあ、そうですかで終わりなんですけど。

委員長（惣台己吉君） 執行部にお伺いたします。

今の資料請求の件について、提出はどのようにお考えでしょうか。

委員（大滝文則君） もうよろしいです、そりゃあ。わかりました。

委員長（惣台己吉君） よろしいということですか。

委員（大滝文則君） 次に、行きます。

私は、9月議会で、また戻りますけども、条例に協議の目的とか内容範囲等、また構成員などを示すなどした後、各地域から選出された協力員で協議会を創設し、管理運営方法または会計等について協議するのが本来のやり方であると、そういう指摘をしたと思うんですけども、執行部においては市の示した協議会で事足りるということでありました。ここで議論は行いませんが、執行部が示した市協議会と市との間に今回の条例改正に関した覚書等はあ

るのでしょうか。協議会が市に対して要望書を提出してるという話も聞いていますが、その後どのような話になっているのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

美星支所長（金高常泰君） 畑地かんがい給水事業運営協議会と市との関係ということでございますが、畑地かんがい給水事業運営協議会を7月に立ち上げておまして、畑地かんがいの受益者の団体代表者で構成する、15名のメンバーで構成をいたしております。そこで、4回にわたりまして受益者の代表としてのご意見をお伺いをし、市からの給水使用料の試算案をお示しし、検討いただいたところでございます。

その中で、3回目の協議会で、協議会の結論として大幅な値上げは受益者の廃止、そして休止等のことにより畑地の運営が危くなるために、約1.3倍程度の値上げ幅にとどめ、市から助成はしてもらえないかといったご意見によりまして、市のほうに対しての要望をするというふうなまとめになったところでございます。この要望につきまして、市のほうで検討をいたしました結果、経常的な経費に対する助成については、他の同様施設とのバランス、あるいは特別会計のあり方などからいたしまして困難であるということで、平成28年度からの収支の均衡が図れる使用料ということで、現行の1.5倍ということでの提案をさせていただいたところでございます。そして、第4回の運営協議会において、その要望の内容につきましては、市の方針を説明をさせていただき、ご理解を求めたところでございます。

委員（大滝文則君） 先ほどちょっと言いましたけども、ご理解を求めたという中で、了解を得られた、そういう意味の覚書はあるのか。

それから、今要望書の話が、協議したということですけども、若干私らの聞いとる話と違うようですけども、それはそれでいいですけども、覚書自体はないということによろしいですね。

美星支所長（金高常泰君） ありません。

委員（大滝文則君） やはり最後まできちっと、本来どのような形になっても話をまとめるのがいいのかなということを思いますけども、公共の福祉ということで先ほど説明がありまして、災害等で使用するための施設の利用が確定していると思います。

土地改良法56条では、土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項について協議を求めることができるとあります。協議ができない場合、また協議が調わない場合は県知事に裁定を申請できるとあります。このように、法にも示されていますように、協議はどのような結果になろうとも粘り強く続け、住民の理解を得る形として残すべきだと思いますが、その点についての考え方はどうでしょうか。

美星支所長（金高常泰君） 土地改良法第56条の関係でのご質問ということのようでご

ざいますが、今回の件とは直接的に合致しないのかなというふうには思っておりますが、畑地かんがい給水事業運営協議会におきまして協議といいますが、ご意見を伺ったというふうなほうが正しいと思いますけれども、伺ったわけですが、この運営協議会のメンバーというのが、受益者に限るということでやっておりまして、受益者外の委員さんの意見というのは反映はできておりません。そういったことで、運営協議会のご意見全てが全体の意見ということにもならないというふうには思っておりますし、運営協議会の意見を参考にしながら市の方針を決めていったということをご理解いただきたいというふうに思います。

委員（大滝文則君） あるところでは、みなし土地改良区と受益地区の畑かん利用を説明され、あるところではそうでないというふうに、ちょっとわかりにくいところあるんですけども、ここでもういいです。

それについてですけども、今後そういった今度は利用者を代表する組織等が設立され、先ほどの土地改良法第56条に準じたような協議請求があった場合、市としてこれは先ほどの論法で拒否することになるんですか、拒否ができないと解釈されというんですか、そのあたりはどうでしょうか。

美星支所長（金高常泰君） これによります協議請求につきましては、請求があれば当然受けるべきかなというふうには思っております。

委員（大滝文則君） となると、ますますやはりそれに準じて市が認定した協議会の話は最後までしっかりとさせていただくのが筋ではないかと思えます。大体わかりましたから、もう私の質問はこれで終わります。

委員（西田久志君） 執行部にお聞きしますが、26年度の歳入歳出決算ですけど、その中で歳入の中での使用料、歳出での光熱費はまあまあわかるわけですが、24年、25年、26年、この3カ年での使用料の変化、光熱費の変化はどのようになっているのでしょうか。

美星支所長（金高常泰君） 24、25、26の使用料、それから光熱水費の状況ということでございますが、まず24年度でございますけれども、使用料収入が1,612万6,620円となっております。それから、光熱水費のほうが1,601万1,192円でございます。

それから、25年度でございますが、使用料収入1,729万、2,060円、それから光熱水費のほうが1,804万7,714円。

それから、26年度でございますが、使用料収入が1,560万1,820円、光熱水費1,713万384円。

以上でございます。

委員（西田久志君） 24年度は歳入、使用料、光熱費で見れば同じようですけど、2

5年、26年とかなり光熱費がふえてるということですが、これは要因はどのようなことが考えられますか。

美星支所長（金高常泰君） 電気料の増加の要因ということでございますが、一つの大きな要因といたしましては、平成23年3月、東日本大震災が発生をいたしまして、それに伴いまして再生可能エネルギーの発電促進賦課金あるいは太陽光発電促進付加金、さらに地球温暖化対策税、そういったものが電気料金に反映をいたしてきております。そういったことで、電気料の単価的なものが急激に増大をしていってたりということ。それからまた、老朽化に伴いましての漏水箇所の増加、ポンプ効率の低下、そういったものが考えられると思います。

委員（西田久志君） 漏水とかポンプの効率が低下するということが、要因になっているということでございますが、また違うことで質問しますが、今回議案書の21ページにありますが、1.5倍に上げるってということで、1.5倍を掛けてあるんですけど、この1.5倍になって、もう2地区、青野と明治がございますが、均等というか平均、ここでバランスがとれるようですか。

美星支所長（金高常泰君） 井原市内の他の同様の畑地かんがい施設との料金のバランスということでのご質問でございますけれども、現状の単価での比較をいたしますと、美星地区の畑地かんがいを1とした場合でございますけれども、若干青野と明治につきましては運営の方法が、形態が変わっておりまして、土地改良区ということで、土地改良区の関係の賦課金といいますか組合費といいますか、そういったものも定率で取られておりますので、そういったことを加味した比較をいたしますと、一般の畑作で申し上げますと、美星が1に対して青野土地改良区が1、それから明治土地改良区が1.5という状況でございます。

それから、果樹につきましては、美星を1といたしますと、青野が1.83、明治が2.83という状況でございます。

それから、ビニールハウスで申しますと、美星1に対しまして青野が1.375、明治が1.8という状況でございます。

それから、無作付地というのが、荒れ地といいますか休耕地といいますか、そういったものでございますけれども、比較をいたしますと、荒れ地については青野が2.5倍、明治が4倍という状況でございます。

それに対しまして、改正後でどういった状況になるかということでございますけれども、一般作で申しますと、美星1に対しまして青野が0.67、明治が1。

それから果樹で申し上げますと、美星1に対して青野が1.22、明治が1.89。

ビニールハウスでは、美星1で、青野が0.92、明治が1.21。

無作付地では、美星1に対して青野が2.5、明治が4.0という状況でございます。

委員（西田久志君） 教えていただきました中で、やはり中にはそれは大分高いっていうか、上がる場所もあるんでしょうけれど、大体今は余裕があるというふうに理解をしたわけですが、畑かんということでございますが、他の畑かんもしてるんじゃないんかと思うんですけど、田んぼ、田に水を与えるということについて、よそはどういうふうにしとられるか、金銭的なものも含めまして教えていただきたいということなんです。

美星支所長（金高常泰君） 水田の補給水といいますか、そういったものへの利用でございますが、美星地区畑地かんがい事業につきましては、この議案で申し上げますと、10アール当たり年額1万8,000円でございますが、10アール当たり年額2万7,000円ということでございます。

他の地区が要りますか。

委員（西田久志君） 他の地区は。

美星支所長（金高常泰君） 青野地区につきましては、メーター設置をされておりまして、5トンまでが500円、それから超過分が1トン当たり70円ということで計算をされておりまして。

それから、明治土地改良区につきましては、水田は1反当たり1万円ということでございます。

委員（西田久志君） わかりました。

委員（井口 勇君） 美星の畑かんで、田んぼへ給水されておるのは、面積でも金額でも戸数でもどちらでもええ、わかっていたらちょっと。

美星支所長（金高常泰君） 美星地区畑地かんがいの水田補給水の件数といいますか面積でございますけれども、平成27年度の第1期使用料で申し上げますと、戸数としては41戸で、面積が4万9,081ということでございます。

委員（井口 勇君） 市内に明治、青野にも畑かんがございますが、美星を含め、いずれの地区も高齢化、後継者不足で、受益者の減少により運営は厳しくなる一方で、使用料を大幅に上げるということにより、一層利用者、受益地が減るといった悪循環になることを心配いたします。

今後畑かんを継続するには、現在も行われていますが、使用内容により異なった利用料金を、より精査した設定も必要と考えます。先ほどからお聞きいたしました水田への給水を例にとりますと、現在反当が1万8,000円ですか、それが今度2万7,000円になりますと、ほとんどの方がとめられるものではないかと思えます。これは、恐らくこん中でも田んぼつくっておられる方はもう1反が2万7,000円ということで、到底無理じゃないかと思えますけど、この点はどのようにお考えでしょうか。

美星支所長（金高常泰君） 水田への補給水の使用料の件でございますけれども、農業情

勢を考えますと大変厳しい金額ではあろうかというふうには思っておりますけれども、特に水田の補給水というのは、畑かんから申しますと、水田ということでその他という部類に入ります。そういったことで、ほかの畑等も1.5倍ということでございますので、同じような倍率での体系というふうにさせていただいておるところでございます。

委員（森下金三君） 先ほどいろいろとご説明をいただいたんですが、大幅値上げ、5割、根拠についてもいろいろと述べられたんで、運営協議会を4回持たれたということなんですが、まず第1回目はいつごろ持たれて、2回目と3回目、4回目とあるんですが、1回目、2回目、3回、4回目、いつの時期にやられたかというのと。

それと、1回目について、そのときに値上げというのが出たかどうかということも含めて、市の説明と、それに対して運営協議会の意見というのがあると思うんで、それをちょっと4回会合された内容をちょっと教えてください。

美星支所長（金高常泰君） 運営協議会の内容ということでございますけれども、第1回目の開催を7月16日に行っております。1回目の内容につきましては、畑かん会計の現状、それから基金の状況などを説明をいたしまして、会計が逼迫しているという状況についてご理解をいただいたところでございます。

そのときの意見ということでございますけれども、開始当初から使用料の値上げはしていないというようなこともあって、多少の値上げをするのはやむを得ないだろうという意見がございました。また、畑かんの利用に当たっては、正しく、必要量に限って使用するよう徹底をすべきではないかというふうな意見も出されております。

それから、第2回目でございますけれども、2回目は27年9月8日で開催をいたしております。内容につきましては、使用料金の試算をした原案をお示しをいたしまして、ご意見を伺ったところでございます。

料金体系の変更によるブドウ加算等の設定も考えておりましたが、これにつきましては納得はできないというふうな意見、あるいは……。

委員（森下金三君） 済みません、もう一回、納得できないの前。

美星支所長（金高常泰君） 果樹加算といいますかブドウ加算といいますか、果樹園での使用料の加算を、料金体系での変更ということで、原案としてお示しをしておりましたけれども、それについては、ご意見としてそれは納得できないということでございました。

それから、無作付地の値上げにつきましては、無作付地については値上げ感が大きいために、これは抵抗があるなあというふうなご意見が出されております。

それから、3回目でございますが、3回目につきましては27年10月15日に開催しております。この会議では、再度試算をした内容についてご意見を伺っております。このときに出た意見としては、収支の均衡がとれる1.5倍ということについては、ちょっと無理があ

るのではないかというふうなこと、それから上げ幅を抑えて市から助成はいただけないかというふうなご意見がありまして、運営協議会としては1.3倍ぐらいが適当ではないかと。そして、無作付地については据え置きでいくべきではないかというふうな意見でございました。

それから、第4回目でございますけれども、27年11月12日開催しております。これは、3回目の運営協議会での意向を市のほうで検討した結果につきましてご報告を申し上げ、ご理解を求めたところでございます。ここでの意見というのは特にございませんが、市からの提示の1.5倍というのは大変厳しいというふうなご意見でございました。

以上です。

委員（森下金三君） この4回の会合をお聞きしますと、全ての会合においてもこの1.5倍というのは厳しい、または1.3倍にやってくれとかというような意見が出たと思うんですが、その点に対して市は1.5倍というのを、この改正する条例が出るとのわけですが、これが最終的に11月12日に開催して12月7日に出るということは、その間、運営協議会の意見というものは反映されずに、検討もされてない、初めからもう値上げありきで検討されて、説明をしていったというふうな受け取るわけですが。やはり一番に受益者のことを我々は考えていかなければならんと思うんですが、なぜその1.3倍というのができないのか、その辺をまたちょっと説明をお願いします。

美星支所長（金高常泰君） 1.3倍では28年度からの収支の均衡がとれないということで、1.5倍が最低ラインということでございまして、特に1.5倍に上げるということにつきましては、先ほど申しましたように、他の市内の同様施設との負担の比較もございまして、均衡、他施設とのバランス等から考えましても、1.5倍に上げざるを得ないということの結論でございます。

委員（森下金三君） 今他の施設、明治と青野であろうかと思いますが、他の施設の意見、私芳井ですけど、私も余り畑かんのこと詳しく知らないので、議論をしてないからわからないのですが、そういう芳井、青野なんか、美星はそんなら安いだろうとかなんとかというような意見も多々出ったわけですか、その辺はどうなんですか。芳井ではちょっと聞いてないんじゃないけど。

美星支所長（金高常泰君） 料金のことについて直接伺ったことはございませんが、青野、そして明治につきましても大変厳しい状況であるというのは言われております。そういった中で、美星地区の畑地かんがいについては、市の特別会計ということで、会計上、運営を市が行っているというふうなことでのうらやましさというんですか、市でできているというふうなことは聞いたことがあります。

委員（森下金三君） 運営協議会のやりとりについては説明いただいたんですが、ここは

受益者ですが、本会議でも質問されて、その答弁がありました。平成23年から27年度までの、23年度は1,161件であったものが、平成27年でも1,126件と減少しているわけですが、その受益者、その人たちの説明とか理解とか、そういうことは情報として受益者に提供されておったのかどうか。運営協議会だけで協議されとるのか、それとも受益者に対しての説明とか、直接受益者がお金払うわけですから、負担を強いるわけですから、その説明というものについてはどういうふうにやってこられたのかなというのを伺います。

美星支所長（金高常泰君） 私が担当になってからの話になりますけれども、畑地かんがい事業の会計の状況、そして基金の状況、そういったものが大変厳しいということでの説明は自治公民館連合会の会議、あるいはピオーネ部会等の会議、そういった会議の中で私のほうから説明をさせていただいておりますし、それから26年9月より畑かんだよりというのを発行いたしまして、美星地区畑地かんがい事業の内容につきまして詳細を記載をいたしまして、各受益者へそれぞれ各戸に配付をしているところでございます。

委員（森下金三君） 畑かんだよりというものを発行されとるということでございます。そして、会計的には非常に厳しいということについては説明をされた。しかしながら、その間値上げ幅、金額、そういうものについては恐らく説明されたのかどうか、へえで詳細に書いとるということなんで、そういう金額的にも具体的に決定はしてないけど、運営協議会へ提出された金額というものを受益者に畑かんだよりで配付されとるというふうに、詳しく書かれとるんならそういうふうに理解すりゃいいですけど、その金額的にも書いて、畑かんだよりを各とか受益者へ配付されたというふうに理解すればいいんですか。

美星支所長（金高常泰君） 畑かんだよりにつきましては、会計の状況については、当然会計の決算の状況、金額でお示し、基金の残高等も示しております。そういう中で、この畑かんだよりの発行が使用料の納期にあわせて発行しております、畑かん使用料の見直しにつきましての記述はいたしておりますし、それから運営協議会で検討すると、そういった状況についての内容を示しております。

1. 5倍がどうかという話になりますと、協議会の中での内容検討の範囲でありまして、議会にも提出をしていないということで、そういったものについては示してはないということでございます。

委員（森下金三君） わかりました。

一部、畑かんだよりというのを見させていただいたんですけど、一部だけです。期日はいつの分があるって、私も見てないんですけど、その中に運営協議会の回答として値上げはやむを得ないと。しかしながら、このような大幅な値上げに対しては困るというふうな記述があったと思うんですが、そういうものを、やっぱし意見を吸い上げていくのが必要じゃな

いかと思うんですが、その点はどうか。

美星支所長（金高常泰君） 確かに、運営協議会の中の意見としては大幅値上げということと出ておるわけでございますけれども、先ほど来申しておりますように、電気代すらも使用料で賄えないと、そういった状況の中で経常的な経費については、使用料で対応していくための値上げであるということをご理解をいただきたいというふうに思っているところがございます。

委員（森下金三君） いろいろご説明、要は運営協議会がいろんなことを、そこでやりとりを決定していった、運営協議会が理解しとれば何の問題ないんですが、この状況を聞くと、運営協議会がなかなかこの5割値上げというものは理解を示していないというふうに感じたわけでございます。

以上です、質問は。

委員（柳井一徳君） 確認の意味でお伺いいたしますが、基金が少なくなっているということが一つの理由、値上げの今回の理由だと思うんですけれども、今、昨年度決算で、私は記憶が定かでないんですが、2,000万円ぐらいの基金残高があったと記憶しておるんですけれども、これ今現在見込みですか、27年度決算見込みとしてどの程度のものが残高として残りそうですか。

美星支所長（金高常泰君） 基金につきましてでございますが、年度末で申しますと、1,000万円程度ということではございますが、5月の出納閉鎖がございまして、5月末で繰り入れをするという形になりますので、その時点でほぼ1,000万円近くは繰り入れをしなければならないという状況でございますので、なくなってしまうという状況にあります。

委員（柳井一徳君） 5月でなくなってしまうということで、今回やむなくということなんだと思うんですけれども、本会議でもご説明いただきましたけれども、受益者の推移、23年度から年々20名前後減っている、今1,100名程度ですか、この年齢構成っていいですか、高齢化率ってというのはどう把握されておるんですか。

美星支所長（金高常泰君） 受益者の高齢化率というのは特に把握はいたしておりませんが、やはり高齢化の農業になっておりますので、高齢者が中心ということでございます。

委員（柳井一徳君） 作付面積のことも本会議でご説明がありまして、平成37年で無作付地が72.1ヘクタールになると、約20ヘクタール弱ぐらいがふえてくるわけで、そこら辺が受益者の方々の高齢化とも反映してくる理由になるのではないかなというふうに思うんですが、ここらも加味してのこの積算が1.5倍につながるというおるわけですか。

美星支所長（金高常泰君） ただいまご指摘のように、無作付地の増加というのを平成20年から26年度の平均増加で、増加率といいますか、増加面積で加えていただいております。

て、10年後もこれぐらいの無作付は通常であるのではないかというふうな見方をいたしておりまして、それによって使用料を算出したしております。

委員（柳井一徳君） ありがとうございます。

〈なし〉

〈討論〉

委員（大滝文則君） るる説明していただきました。いろいろ考えられてこういう結果になったと思うんですけども、一番の問題はやはり受益者とのコンセンサスといいたししょうか、そういうことだと思います。そういうことが全くと今の説明ではできてなかったんかなという気がしますが、そういう意味で私は今回は継続審査が妥当であると考えております。

次回委員会までに、先ほど来よりちょっと口頭では示していただきましたけども、つくられているであろう積算資料、それから他地区との比較料金表、それから先ほど来よりいろいろ質疑があった中のそういう資料を文書化していただいて、しっかりとそういう中で協議していくということが本当に必要なのではないかと思います。市のほうも、井原市長のほうも、市民との協働のまちづくりということの一つの柱としてされられております。先ほど来言っておりますように、やっぱりそこは住民との、受益者とのコンセンサスをしっかりと図りながら、議会も住民の信頼に応えられる、理解を得られる決定をしていかなければならないと、このように思います。

それから、先ほど来よりお願いしとりますけども、その際には脱退者が想定を超えて収支が悪化した場合の対応についても、まだ考えてないということが議会でもありましたけども、やはりここで5割値上げになっても、多分相当数、先ほど西田委員のほうはブドウでもうかつとるかという話がありましたけども、美星地区には小規模農家の野菜で100円で出荷しとってというようなレベルの農家の方が大多数でございます。そうした中で、この脱退または休止というものが想定を超えてあったときに、また再値上げになるということになりますと、これはもう悪循環になってしまいますので、そういうことも……。

委員（森下金三君） ちょっと今黙っとれ。

議長（上野安是君） 黙っとれじゃねえ。

委員（森下金三君） これはどういうことなん。

委員長（惣台己吉君） ご静粛に。

委員（森下金三君） 今黙っとれということはないが。

委員長（惣台己吉君） 静粛に。退場、言いますよ。

委員（森下金三君） ちょっと。退場でもええわ、こりゃあ。

委員長（惣台己吉君） ご静粛に。手を挙げて言ってください。

委員（森下金三君） 委員長。今ごそごそごそごそ今大滝委員が討論をしとる最中に、こちよこちよこちよこちよ言うことはない、それを指摘したんです。どうですか、委員長。

委員長（惣台己吉君） ご静粛に願います。

委員（森下金三君） それに対してどう思われます。

委員長（惣台己吉君） ご静粛に。

委員（森下金三君） いやいや、それに対してどう思われますかということ聞きよんです。

委員長（惣台己吉君） ご静粛にお願いします。

委員（大滝文則君） 引き続きやります。

先ほど言いましたように、想定以上の脱退者が出た場合についてもお示しをいただき、こういう資料をもとに判断をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。よって、今回は継続審査が妥当であると思っております。

委員長（惣台己吉君） 継続審査とのご意見であります。

継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

〈採決 継続審査〉

〈議案第65号 井原市勤労者野外活動施設、井原市グリーンスポーツ、子守唄の里わくわくドラゴンハウス、子守唄の里野外音楽ステージ及び経ケ丸オートキャンプ場の指定管理者の指定について〉

委員（森下金三君） この件につきましては、本会議でも質問されまして、これは1件しか公募がなかったというふうにお聞きしとるんは、それで間違いないですか。

地域創生参与（妹尾光朗君） 1件のみでございます。

委員（森下金三君） これは、関連するかどうかというのはわからんのですが、もし違ったら違ったと言ってください。経ケ丸に列車があったんですけど、その列車は経ケ丸のこの運営の中の一つであって、それが競売に出たということで、それが流れたと。その後、この列車というものはどういうふうな扱いになつとるのかなと。もしこの経ケ丸と関連しとったら教えてください。

地域創生参与（妹尾光朗君） 経ケ丸の電車の件でございます。

昭和56年に井笠鉄道より寄附を受けた昭和36年製のディーゼル車と、大正3年製の客車等につきましては、今まで市民、観光客に親しまれてきておりました。しかしながら、経年劣化が激しく、今後大事にしてくださる民間活力に期待をして公売をかけたところがございます。平成27年7月に入札を行いまして、市内外から3名の参加がありましたが、予定価格に達していないため、不調に終わった状況でございます。今後につきましては、現在検討中でございます。

この電車につきましては、指定管理の範疇でございまして、指定管理者によりまして定期的に見回り等を行っており、そういった状況でございます。

以上です。

委員（森下金三君） よろしいです。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第66号 井原駅ビルの指定管理者の指定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第67号 井原市地域農産物総合交流センターの指定管理者の指定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第68号 井原市美星中世歴史公園施設及び井原市美星吉備高原神楽民俗伝承館の指定管理者の指定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第69号 井原市美星花木センターの指定管理者の指定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第70号 井原市美星堆肥センターの指定管理者の指定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第71号 井原市星の郷アクティブヴィラの指定管理者の指定について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（惣台己吉君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査について〉

委員長（惣台己吉君） 次に、所管事務調査についてですが、本日の所管事務調査事項はございません。

不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案がございましたらご発言願います。

〈なし〉

委員長（惣台己吉君） 以上で所管事務調査についてを終わります。

〈その他〉

委員（森下金三君） ちょっと、その他というのは何でもいいんですか、緊急を要するものですか、その辺はどんなです。そんなら、緊急を要さんからいいです。

委員長（惣台己吉君） 閉会に当たり、執行部より何かございましたらお願いいたします。

副市長（三宅生一君） ありません。

委員長（惣台己吉君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。

建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

平成27年12月21日 開会 10時55分 閉会 11時 4分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

惣台己吉 柳井一徳 西田久志 大滝文則
井口勇 森下金三

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野安是

(2) 説明員

副市長	三宅生一	建設経済部長	三宅道雄
水道部長	笠行眞太郎	建設経済部次長	谷昌彦
水道部次長	妹尾福登	建設経済部地域創生参与	妹尾光朗
建設経済部参与	武田吉弘	芳井支所長	三宅孝一
美星支所長	金高常泰	建設経済部地域創生課参事	和田広志
上水道課長	藤井護	都市建設課参事	加賀洋一
上水道課参事	田中伸廣	上水道課長補佐	井岡和浩
都市建設課管理係長	西本勝志		

(3) 事務局職員

事務局長	川田純士	事務局次長	岡田光雄
主査	藤井隆史		

6. 傍聴者

(1) 議員 西村慎次郎、河合謙治、荒木謙二、三宅文雄、坊野公治、藤原浩司
竇戸利昭、三輪順治、大鳴二郎、宮地俊則、佐藤 豊、藤原清和
森本典夫

(2) 一般 1名

(3) 報道 3名

7. 発言の概要

委員長（惣台己吉君） ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

〈議案第60号 井原市美星地区畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例について〉

委員長（惣台己吉君） 本案については、議長に対し閉会中の継続審査を申し出ておりましたが、本日の会議で否決されるとともに、本案の審査を本日15時までに終了するよう期限を付されましたので、引き続き審査を行います。

委員（大滝文則君） 質疑というよりも、先ほど本会議においていろんな慎重な審議のためにはいろんな資料が必要で、それをもとに審査をしたほうがいいんじゃないかということをお願いしましたが、それが不要ないという結果になりましたので、私としては質疑はございません。

〈なし〉

〈討論〉

委員（大滝文則君） 議案第60号 井原市美星地区畑地かんがい条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

一度に50%の利用料金の値上げは、余りにも大きな影響力があります。先ほど来本会議でも言いましたけれども、住民の、利用者の協力を得ながら丁寧な市政をしていくのが本来の姿だと思います。

よって、この条例に反対をいたします。

委員（西田久志君） 議案第60号に賛成の立場で討論をいたします。

美星地区の畑地かんがい施設につきましては、完成から24年が経過し、老朽化に伴う修繕料の増加や平成24年度以降の急激な電気料の増加によりまして、この会計状況は平成28年度予算編成に支障を来すまで逼迫しております。そのような中、給水使用料については、当初の金額のまま維持されております。使用料収入では施設電気料すら賄うことが困難な状況にあります。また、基金についても施設更新工事の実施に伴い、平成28年度中には枯渇するものと想定されます。このたびの使用料改定の議案は来年度以降の畑かん会計を維持していくためにやむを得ないものであり、値上げ幅についても向こう10年間を見通しての設定されたものであります。市内、青野、芳井の畑かん施設と比較しても均衡がとれたものとなっております。したがって、議案第60号 井原市美星地区畑地かんがい施設条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと考えます。

委員（柳井一徳君） 議案第60号に賛成の立場からの発言をいたします。

まず、給水使用料の値上げが1.5倍に設定された経緯は、現行の畑地かんがい給水事業特別会計では給水使用料収入だけでは歳出を賄えない。基金を取り崩して対応しており、その基金も先の建設水道委員会でも確認をいたしましたけれども、来年5月には1千万円の残高もゼロ円になるということをおっしゃられました。そういうことも踏まえた上で、これはポンプの運転に必要な電気代も受益者からの使用料収入では賄えない。こういったことも速やかに是正しなければならないという意味合いから、私は議案第60号の条例改正については賛成いたします。

委員（井口 勇君） 本会議で申しましたように公的料金を一気に5割アップすることは、関係者に理解が得られがたく、また本会議で申しましたように大幅な値上げをすることにより、大幅に受益地が減り、使用料減少とともに荒廃地がふえることに拍車をかけることに危惧いたし反対いたします。

〈なし〉

〈採決 否決〉

委員長（惣台己吉君） 以上で付託案件の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（惣台己吉君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。